

富 都 第 8 8 号
令和 2 年 6 月 3 0 日

、(公社) 全日本不動産協会静岡県本部
本部長 疋田 貞明 様

富士宮市都市整備部
都市計画課長

都市計画法施行令第 2 5 条第 4 号の後段括弧書きの取扱いについて (通知)

日頃から当市の都市計画行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

都市計画法施行令第 2 5 条第 4 号の後段括弧書きの規定により今日まで当市が指導してきました内容を、取扱いとして明文化しましたので、通知します。つきましては、貴会の皆様に御周知くださいますようお願いいたします。

富士宮市都市計画課
土地対策係

電話 0544 - 22 - 1167

F A X 0544 - 22 - 1208